

徳島県告示第九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年二月二十日から同年六月二十日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年二月二十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 （仮称）ドラッグストアモリ小松島市芝生町店  
所在地 小松島市芝生町字網干四四番一ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称        | 住所              | 代表者の氏名 |
|---------------|-----------------|--------|
| 株式会社ドラッグストアモリ | 福岡県朝倉市一木一四八番地の一 | 森 竜馬   |

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称        | 住所              | 代表者の氏名 |
|---------------|-----------------|--------|
| 株式会社ドラッグストアモリ | 福岡県朝倉市一木一四八番地の一 | 森 竜馬   |

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和六年十月一日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一、二九三平方メートル
- 6 大規模小売店舗の概要

| 届出事項          | 概要               |  |                      |  |                  |  |                      |  |                  |  |
|---------------|------------------|--|----------------------|--|------------------|--|----------------------|--|------------------|--|
|               | 施設配置に関する事項       |  | 駐輪場                  |  | 荷さばき施設           |  | 廃棄物等の保               |  | 管施設              |  |
| 施設の運営方法に関する事項 | 駐車場              |  | 位置                   |  | 収容台数             |  | 位置                   |  | 面積               |  |
|               | 位置               |  | 収容台数                 |  | 位置               |  | 位置                   |  | 容量               |  |
| 施設の運営方法に関する事項 | 縦覧に供する添付書類に示すとおり |  | 五四台                  |  | 縦覧に供する添付書類に示すとおり |  | 一〇台                  |  | 縦覧に供する添付書類に示すとおり |  |
|               | 駐輪場              |  | 位置                   |  | 収容台数             |  | 位置                   |  | 面積               |  |
|               | 荷さばき施設           |  | 位置                   |  | 位置               |  | 位置                   |  | 容量               |  |
|               | 管施設              |  | 位置                   |  | 位置               |  | 位置                   |  | 容量               |  |
| 施設の運営方法に関する事項 | 小売業を行う者の開店時刻     |  | 午後零時から午後十二時まで（二十四時間） |  | 小売業を行う者の閉店時刻     |  | 午後零時から午後十二時まで（二十四時間） |  | 小売業を行う者の閉店時刻     |  |
|               | 来客が駐車場を利用することが   |  | 午前零時から午後十二時まで（二十四時間） |  | 来客が駐車場を利用することが   |  | 午前零時から午後十二時まで（二十四時間） |  | 来客が駐車場を利用することが   |  |

| できる時間帯                           |       |  | 間)  |
|----------------------------------|-------|--|-----|
| 駐車場の自動車の出入口                      | 出入口の数 |  |     |
|                                  | 位置    |  |     |
| 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯       |       |  | 二箇所 |
| 縦覧に供する添付書類に示すとおり<br>午前五時から午後十時まで |       |  |     |

二 届出年月日

令和六年一月三十日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び小松島市産業振興部商工観光課
- 2 縦覧の期間 令和六年二月二十日から同年六月二十日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六九

- 2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び小松島市産業振興部商工観光課において公告の日から一月間縦覧に供する。